

議第119号 呉市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県により、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川が、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の規定に基づく「特定都市河川（※1）」及び「特定都市河川流域（※2）」に指定されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

※1 都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河川整備だけでは対策が難しいと判断されたもののうち、国土交通大臣又は都道県知事が指定する河川

※2 特定都市河川の流域にある土地で、その土地からの排水が特定都市河川に流れ込む区域として国土交通大臣又は都道県知事が指定する区域

2 改正の内容

この度、都市部での洪水対策を目的とした、開発等に伴う雨水流出の増加抑制などの制限の対象となる「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定に伴い、一定の雨水貯留浸透施設（※3）又は土地に対し、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）の規定に基づき固定資産税又は都市計画税の減額特例の措置を適用することになりますが、その適用条項が「地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）」の条項に該当するため、その特例率を次のとおり定めるものです（参酌基準と同一の率を採用することとします。）。

※3 浸水被害の防止を目的として、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設

(1) 固定資産税

対象固定資産	法が規定する特例の割合の基準又は範囲	特例率	適用期限等	根拠条項
雨水貯留浸透施設（償却資産）	3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下	3分の1	令和9年3月31日までの取得分について当分の間	法附則第15条第40項
貯留機能保全区域（※4）に指定された土地	4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下	4分の3	令和10年3月31日までの取得分について3年度間	法附則第15条第41項

※4 河川に隣接する低地その他の雨水等を一時的に貯留する機能を有し、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地であって、当該土地の所有者の同意を得た上で市長が指定するもの

(2) 都市計画税

対象固定資産	法が規定する特例の割合の基準又は範囲	特例率	適用期限等	根拠条項
貯留機能保全区域に指定された土地	4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下	4分の3	令和10年3月31日までの取得分について3年度間	法附則第15条第41項

3 施行期日

令和8年4月1日